

## <翻訳>フランス会社法・補遺(4)

著者	加藤 徹, 小西 みも恵, 笹川 敏彦, 出口 哲也
雑誌名	法と政治
巻	73
号	2
ページ	69(279)-106(316)
発行年	2022-08-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/00030429">http://hdl.handle.net/10236/00030429</a>

## フランス会社法・補遺（4）

加 藤 徹  
小 西 みも恵  
笹 川 敏 彦  
出 口 哲 也

### 目 次

#### 商法典

##### 第2編 商事会社および経済利益団体

##### 第2章 各種の商事会社に特有の規定

##### 第5節 株式会社

第1款 株式会社の設立

第2款 株式会社の指揮と管理

第3款 株主総会

第4款 会社資本の変更および従業員持株制度（本誌72巻4号掲載）

第5款 株式会社の監査

第6款 株式会社の組織変更

第7款 株式会社の解散

第8款 民事責任

第9款 労働者参加株式会社

##### 第6節 株式合資会社

第7節 簡易株式発行会社（以上、「フランス会社法<sup>(1)</sup>（8）」の補遺」

\* 本号に収録した条文の一部は、2021年10月8日法律第2021-1308号および2022年6月14日デクレ第2022-888号により創設または改正されている。しかし、本稿入稿時における最新版の Code des sociétés 2022 (Daloz) にはこの創設または改正は掲載されていない。それゆえ、本号掲載の訳文で同法および同デクレによる創設または改正の対象となっているものは、もっぱら Legifrance のサイト掲載の条文に基づき、翻訳したものであることをお断りしておかなければならない。

(1) 加藤徹=小西みも恵=笹川敏彦=出口哲也「フランス会社法（8）」法と政治66巻4号

第8節 株式発行会社により発行される有価証券

第1款 有価証券に関する共通規定

第2款 株式

第3款 消滅途上にある証券類型に適用される規定

(以上、「フランス会社法<sup>(2)</sup>(9)」の補遺)

第4款 債権を表章する有価証券(以下、次号)

第5節 株式会社

第5款 株式会社の監査

(会計監査役の選任)

L. 225-218条 (2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第14号) ① 通常総会は、(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《L. 225-229条およびL. 22-10-66条》所定の要件のもとに1人または2人以上の会計監査役を選任することができる。

② 会社の会計年度の結了時に、次の3つの基準のうち2つについてデクレにより定められた数値を超過している会社は、少なくとも1人の会計監査役を選任する義務を負う：当該会計年度における当該会社の貸借対照表の総額・当該会社の総取引額の税抜額または当該会社の賃金労働者の平均人数。

③ たとえ前項の数値に達しない場合でも、会計監査役1人の任命は、資本の10分の1以上を有する1人または2人以上の株主により裁判上請求されること  
ができる。

(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《④ 会社資本の3分の1以上を有する1人または2人以上の社員が会社に対して会計監査役の選任につき正当な請求を行っている当該会社は、同様に、3会計年度の任期をもって、1人の会計監査役を選任する義務を負う。》

(会計監査役の選任)

D. 225-164-1条 ① 会計監査役の選任に関するL. 225-218条第2項所定の数

---

(2016年2月) 345頁-382頁。

(2) 加藤徹=小西みも恵=笹川敏彦=出口哲也「フランス会社法(9)」法と政治67巻2号(2016年8月) 109頁-150頁。

値は、D. 221-5条所定の数値である。(2020年2月7日デクレ第2020-101号第6条)《貸借対照表の総額および総取引額の税抜額は、D. 123-200条第5項および第6項に従って決定される。》

② 会計監査役の任期満了前の2会計年度中に3つの基準のうち2つについて所定の数額を超えなかったそのときから、当該会社は、会計監査役を選任する義務を負わない。

③ L. 225-218条第3項所定の場合において、会計監査役は、(2019年12月20日デクレ第2019-1419号第2条)《**本案迅速手続に従って**》決定を行う商事裁判所長の(2019年12月20日デクレ第2019-1419号第2条)《**判決**》により選任される。

(書面による質問・鑑定人の選任)

L. 225-231条 (2001年5月15日法律第2001-420号)《① (2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《L. 22-10-44条》所定の要件を満たす株主団体、ならびに、あるいは個別的にあるいは何らかの形式のもとに集まることにより会社資本の5%以上を有する1人または2人以上の株主は、当該会社の、ならびに場合により当該会社がL. 233-3条の意味で支配する会社の業務執行の1または2個以上の行為について、取締役会長または業務執行役会に書面により質問することができる。後者の場合には、請求は当該団体の利益に照らして評価されなければならない。回答は、(2019年5月22日法律第2019-486号第20条1第15号)《**会計監査役が会社に存在する場合には、**》会計監査役に報知されなければならない。

《② 1ヶ月以内に回答のない場合または満足のいく回答要素の報知のない場合、当該株主は1または2個以上の業務執行行為について報告を提出する任務を負う1人または2人以上の鑑定人の選任をレフェレにより請求することができる。

③ (2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《**検察官および企業委員会 [社会および経済委員会] は、**》1または2個以上の業務執行行為について報告を提出する任務を負う1人または2人以上の鑑定人の選任をレフェレにより請求することができる。》

④ 当該請求権が行使されるときは、裁判による決定は、鑑定人の任務および権限の範囲を定める。当該決定は、会社の負担による謝礼金を定めることができる。

⑤ 当該報告は、請求者・検察官・企業委員会〔社会および経済委員会〕・[会計監査役が会社に存在する場合には] 会計監査役および場合により取締役会または業務執行役会および業務監査役会（2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第3条により削除）《、ならびに、（2009年1月22日オールドナンス2009-80号第7条XI。2009年4月1日施行）《株式が規制市場上での取引を認められている》会社においては（2003年8月1日法律第2003-706号第46条V）《金融市場当局》に提出される。当該報告は、加えて、（2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第5号）《会計監査役が会社に存在する場合には、》次の総会のために会計監査役により作成される報告に添付されかつこれと同一の公示を受けなければならない。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第226条の規定）

（鑑定人）

R. 225-163条 ① L. 225-231条所定の要件のもとに業務執行の1または2個以上の行為について報告を提出する任務を負う鑑定人は、書記官が取締役会長または業務執行役会長を受領通知書請求付書留郵便により法廷に召喚した後、（2019年12月20日デクレ第2019-1419号第2条）《レフェレにより》決定を行う商事裁判所長により、選任される。

② 鑑定の請求が共和国検事からなされるときは、当該請求は申立により提示される（2019年12月20日デクレ第2019-1419号第2条により削除）《；鑑定の請求が金融市場当局からなされるときは、当該請求は受領通知書請求付書留郵便によりなされる。共和国検事以外の当事者は、受領通知書請求付書留郵便により書記官の申し出によって招集される》。

③ 鑑定報告は、書記課に付託される。書記官は、その報知を共和国検事に確実に行う。

（以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第195条の規定）

（書面による質問）

L. 225-232条 会社資本の（2001年5月15日法律第2001-420号）《5%》<sup>(3)</sup>以上を有する1人もしくは2人以上の株主（2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第3条により削除）《またはL. 225-120条所定の

---

(3) 旧規定は、10分の1であった。

要件を満たす株主団体》は、当該事業年度につき2回、経営の継続を危うくする性質のあらゆる事実について、取締役会長または業務執行役員に対し、書面により質問することができる。(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第15号)《会計監査役が会社に存在する場合には、》その回答は会計監査役に報知される。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第226-1条の規定)

L. 225-233条 本条は、2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第3条により廃止された。

L. 225-235条 ①ないし④は、2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第20条Ⅲにより削除された。

⑤ 本号は、2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第3条により廃止された。

## 第6款 株式会社の組織変更

(組織変更の手続)

L. 225-244条 ① 組織変更の決定は、(2019年5月22日法律第2019-486号第20条I第16号)《会計監査役が会社に存在する場合には、》会社の会計監査役報告に基づいてなされる。当該報告は、自己資本が会社資本と同額以上であることを証明する。

② 必要があるときは、組織変更は社債権者総会による承認および受益者持分または発起人持分の所持人による総会の承認に服する。

③ 組織変更の決定は、その手続がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる公示に服する。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第237条の規定)

(ヨーロッパ会社への組織変更)

L. 225-245-1条 (2005年7月26日法律第2005-842号第11条Ⅱ) ① 株式会社  
法と政治 73巻2号 (2022年8月) 73(283)

社からヨーロッパ会社への組織変更の場合には、L. 225-244条第1項は適用することができない。

② 会社は、ヨーロッパ会社への会社の組織変更計画を作成する。当該計画は、会社が登録されている管轄内の裁判所書記課に付託され、その手続がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた公示の対象となる。

③ 裁判所の決定により選任された1人または2人以上の組織変更検査役は、自己の責任のもとに、組織変更する会社の株主宛てに、(2008年7月3日法律第2008-649号第11条)《会社が法律または定款が分配することを認めていない準備金により増加された資本と同額以上の純資産を有している》<sup>(4)</sup>ことを証明する報告を作成する。当該組織変更検査役は、(2016年12月9日法律第2016-1691号第142条第8号)《L. 822-11-3条》所定の兼任禁止に服する。

④ ヨーロッパ会社への組織変更は、L. 225-96条およびL. 225-99条所定の規定に従って決定される。

(組織変更計画)

R. 229-20条 ① L. 225-245-1条第2項所定の株式会社の組織変更計画は、会社住所のある県下で法定公告受理資格のある(2020年2月10日デクレ第2020-106号第12条)《通信媒体》ならびに(2009年5月19日デクレ2009-557号第3条XIX)《会社の株式が規制市場上での取引を認められているとき》または会社の株式がすべて記名式でないときは義務的法定公告官報に掲載される通知書の対象となる。

② 当該通知書は次の情報を含む：

1号 場合により会社住所を伴う社名・会社住所の宛名・会社資本の総額およびR. 123-237条第1号および第2号所定の事項；

2号 株式会社がヨーロッパ会社に組織変更することを検討している旨の事項；

3号 計画の日付ならびに会社が登録されている管轄内の裁判所書記課への付託の日付と場所。

③ 組織変更行為について決定を行うために招集された最初の総会の日の1ヶ月以上前に、当該付託および当該第1項所定の公示が行われる。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第203-23条の規定)

(組織変更検査役)

R. 229-21条 組織変更検査役は、(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第8

(4) capital augmenté des réserves

条。2021年1月1日施行)《R. 22-10-7条》所定の要件のもとに選任されかつ当該検査役の職務を遂行する。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第203-24条の規定)

翻

## 第7款 株式会社の解散

訳

L. 225-247条 本条は、2021年1月1日以降2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により廃止された。

(損失による会社の解散)

L. 225-248条 ① 計算書類上確認された損失の事実により会社の自己資本が会社資本の2分の1未満になるときは、取締役会または場合により業務執行役会は、会社の存続期間前に解散をするか否かを決定するため、当該損失を明らかにした計算書類の承認のときから4ヶ月以内に、非常総会を招集しなければならない。

② 解散が宣告されないときは、会社は、遅くとも損失の確認が行われた会計年度後の第2会計年度の結了日までに、L. 224-2条の規定の留保のもとに、当該期間内に純資産が会社資本の2分の1以上の価額に達するまで回復されなかった場合には、準備金で補填されえなかった損失額と同等以上、資本減少をしなければならない。

③ 前2項の場合において、総会により採択された決議は、コンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた手続に従って公示される。

④ 総会が招集されない場合ならびに当該総会が最終の招集にもとづいて有効に決議することができなかったときは、あらゆる利害関係人は会社の解散を裁判上請求することができる。上記第2項の規定が適用されなかった場合についても同様である。すべての場合において、裁判所は、当該状態を正規化するために最長6ヶ月の期間を会社に付与することができる。本案について決定する日に当該正規化が生じたときは、裁判所は解散を宣告することができない。

⑤ 本条の規定は、(2005年7月26日法律第2005-845号第165条)《裁判上の保護または更生の手続》中である会社または(2005年7月26日法律第2005-845号



第165条)《裁判上の保護または更生》計画を享受する会社に適用しない。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第241条の規定)

(公示)

**R. 225-166条** ① 計算書類上確認された損失の事実により会社の自己資本が会社資本の2分の1未満になる場合において、L. 225-248条第1項所定の総会の決議は、会社住所地の商事裁判所書記課に付託されかつ商業及び会社登記簿に登録される。

② 加えて、前項の決議は、R. 210-11条の規定に従って法定公告受理資格のある(2020年2月10日デクレ第2020-106号第12条)《通信媒体》に公示される。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第197条の規定)

## 第8款 民事責任

(取締役・執行役員に対する責任追及の会社訴権)

**L. 225-252条** 株主は、個人的に被った損害の回復請求訴権に加えて、あるいは個別的に、(2021年1月1日以降2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条により削除)《あるいはL. 225-120条所定の要件を満たす株主団体により》あるいはコンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた要件のもとに集まった株主団体により、取締役(2001年5月15日法律第2001-420号)《または執行役員》に対する責任追及の会社訴権を行使することができる。原告は、会社が蒙った全損害の回復を裁判上請求する資格を与えられ、その場合には、当該損害賠償は会社に給付される。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第245条の規定)

(業務執行役会構成員の責任)

**L. 225-256条** ① 会社がL. 225-57条ないしL. 225-93条(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《およびL. 22-10-18条ないしL. 22-10-30条》の規定に服する場合には、業務執行役会の構成員は、L. 225-249条ないしL. 225-255条(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第3条。2021年1月1日施行)《およびL. 22-10-73条》所定の要件のもとに、取締役と同様の責任に服する。

② 企業の裁判上の更正および特別清算に関する第6編（2019年7月19日法律第2019-744号第10条）《第3章および第4章》の規定を適用して裁判上の更生または特別清算の手続が開始された場合、当該規定の対象とされた者については、当該規定所定の要件のもとに、会社負債について責任を負わすことができ、職権停止または失権させられる。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第249条の規定）

### 第9款 労働者参加株式会社

（労働株式）

L. 225-261条 ① 労働株式は、労働共同組合商事会社を構成する賃金労働者<sup>(5)</sup>（2019年5月22日法律第2019-486号第179条により削除）《（ブルーカラーおよびホワイトカラー）》の共同所有である。当該労働者会社は、1年以上前から企業に関係しかつ18歳以上であるすべての賃金労働者を、必ずかつ排他的に包含する。有給雇用の消失は、補償金なしに労働共同組合におけるすべての権利を組合員から奪う。最終会計年度中に清算開始前に利害関係人により企業内で取得された権利の清算は、当該会計年度中に当該利害関係者により費やされた時間およびL. 225-269条の規定を考慮して、行われる。

② 会社が最初から労働者参加株式会社形態のもとに設立されるときは、株式会社の定款は、賃金労働者団体に付与されるべき株式につき年度末まで留保する旨を規定しなければならない。その期間終了時に、当該株式は適法に設立された労働共同組合に交付される。

③ 労働共同組合に参加する（2019年5月22日法律第2019-486号第179条）《賃金労働者》に付与される利益配当は、労働者会社の定款により定められた規定および総会の決定に従って、この者に分配される。ただし、株式会社の定款は、利益配当のあらゆる分配前に、資本株式の保有者のために、払込済資本に対して定款が定める利率に応じた額に相当する額を利益から控除することを規定しなければならない。

---

(5) personnel salarié

(2019年5月22日法律第2019-486号第179条)《④ 株式会社の会計監査役は、L. 225-100条所定の通常総会の日から6ヶ月以内に作成される報告において、労働共同組合に参加する賃金労働者に付与される利益配当が当該労働共同組合の定款所定の規定および当該総会の決定に従ってなされたことを証明する。》

⑤ いかなる場合においても、労働株式は、労働共同組合の構成員である会社の賃金労働者に個別に付与されることはできない。

(以上、1867年7月24日法律第74条の規定)

(取締役会に含まれる労働共同組合の代表者)

L. 225-268条 労働者参加株式会社の取締役会(2019年5月22日法律第2019-486号第179条)《または業務監査役会》は、1人または2人以上の労働共同組合の代表者を含む。当該代表者は、株主総会により選任されかつ当該総会において共同組合を代表する受任者の中から選ばれる。その員数は、労働株式と資本株式との間に存する割合により定められる。当該代表者は、他の取締役と同一の期間をもって選任され、他の取締役と同様再任されることができる。ただし、当該代表者の任期は、会社の賃金労働者従って会社の構成員ではなくなったときに終了する。取締役会(2019年5月22日法律第2019-486号第179条)《または業務監査役会》が3人の構成員のみから構成されているときは、前記共同組合会社の代表者を少なくとも1人は含まなければならない。

(以上、1867年7月24日法律第78条の規定)

(解散)

L. 225-270条 1. -① 労働者参加株式会社がL. 225-248条の適用対象となる状況にありかつ解散が宣告されなかったときは、L. 225-267条第2項の規定その他一切の反対の定款条項にかかわらず、非常総会は、同条第2項所定の期間内に、労働者参加株式会社の形態の喪失およびその結果としての労働共同組合会社の解散をもたらす会社の定款変更を決定することができる。

② しかしながら、当該決定の実行は、労働法典L. 1322条 [L. 2231-1条]の意味における代表権を有する賃金労働者が入った1または2つ以上の労働団体と締結されかつ労働共同組合の解散について規定する企業の労働協定の存在に

服する。経済および財政分野の各種規定に関する1994年8月8日法律第94-679号の施行以前に、同様の目的を含みかつ同様の要件に従って締結された企業の労働協定の存在は、本項の規定に相当する。

II. - ① 労働組合会社が上記 I を適用して解散するときは、組合員および L. 225-269条第 2 項所定の元組合員に補償が付与される。

② 労働株式に付された権利につきとくにその性質および個々の範囲を考慮して決定される当該補償の額は、労働共同組合会社の受任者の意見表明後かつコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた方法に従って選任された独立鑑定人の報告書を検討して、株式会社の非常株主総会により決定される。

III. - ① 株式会社の非常株主総会の決定について、補償は、組合員および L. 225-269条第 2 項所定の元組合員の排他的利益として株式の付与の形式をとることができる。

② 当該株式は、プレミアムおよび可処分準備金からの控除額をもって発行されることができる。L. 225-206条の規定にかかわらず、株式会社は、組合員および L. 225-269条第 2 項所定の元組合員に対し、自己株式をその取得から 1 年以内に付与するために、自己株式を取得することもできる。

③ 上記のように付与される株式は、労働共同組合会社の解散の日から起算して 3 年間の満了時のみ発行されうる。

④ 前項の規定にかかわらず、株式会社の非常株主総会は、有価証券への共同投資機構<sup>(6)</sup>に関しかつ債権による共同基金<sup>(7)</sup>の創設をもたらす1988年12月23日法律第88-1201号の第21条〔通貨および金融法典 L. 214-164条〕の規定により規制され、遅くとも株式の付与の日のために特別にかつ排他的に設立された企業の共同投資基金に、当該株式の管理を委託することを決定することができる。この場合において、財産を構成する資本部分および株式は、前項所定の期間の満了時のみ譲渡されることができる。当該基金に対する規制は、労働協定により承認される。

IV. - 本条所定の規定の適用のために、株式会社の株主総会によりなされた決定は、すべての株主および社債証券または資本への接近をただちに認める証券

(6) organismes de placement collectif en valeurs mobilières

(7) fonds communs de créances

または資本への接近条項付証券のすべての所有者と名義人に、当然に強制される。

V. - ① II の対象となる補償は、会社における勤務期間・労働共同組合において取得された在職年数および賃金水準を考慮して、権利保有者間において分配される。

② 労働共同組合会社の解散後かつ補償の額および手続を決定する株式会社の非常株主総会の決定後6ヶ月以内に、前項の分配は、受任者の提案にもとづいて共同組合会社の総会によりなされた決定に従って、行われる。6ヶ月の期間内に分配がなされない場合には、当該分配は、会社住所を管轄する商事裁判所長により選任された清算受任者により、行われる。

③ L. 225-269条第3項の規定は、本Vの対象となる場合に適用することができる。

VI. - II の対象となる補償は、または場合により、その資格に対して付与される株式の価格は、労働法制および社会保障法制の適用上、賃金要素の性質を有しない。当該株式は、一般税法典94A条の規定の留保のもとに、賃金または所得について定められるすべての租税、課税および徴税<sup>(8)</sup>一切の査定対象の計算につき考慮されない。

(以上、1867年7月24日法律第79-1条の規定)

(鑑定人の選任)

**R. 225-171条** ① 労働者参加株式会社の取締役会長または業務執行役会長の申立に基づいて決定を下す会社住所を管轄する商事裁判所長は、L. 225-269条第2項所定の組合員および元組合員に提示された補償額についての報告を株主総会に提出する任務を負う独立鑑定人を選任する。

② 当該鑑定人は、(2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第46条。2016年6月17日施行)《L. 822-1条I》所定の表に記載された会計監査役の中から選ばれる。

③ 当該鑑定人は、(2016年7月26日デクレ第2016-1026号第88条IIにより削除)《L. 820-6条および》L. 822-10条ないしL. 822-14条ならびに職業倫理法典に定められた兼任禁止に服する。

(以上、1994年9月14日デクレ第94-815号第1条の規定)

(8) impôts, taxes et prélèvements

## 第6節 株式合資会社

翻

(株式合資会社の社員)

L. 226-1 条 ① その資本が株式に分割されている株式合資会社は、商人の資格を有し会社債務につき無限かつ連帯の責任を負う1人または2人以上の無限責任社員と、株主である資格を有しその出資を限度としてのみ損失を負担する有限責任社員との間において設立される。有限責任社員の数、3人を下回ることはいかなる場合もできない。

訳

② L. 225-17条ないしL. 225-93条 (2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第4条。2021年1月1日施行)《およびL. 22-10-3条ないしL. 22-10-30条》(2019年5月22日法律第2019-486号第101条)《およびL. 236-6条第3項》を除き、合資会社および株式会社に関する法規は、本節所定の特別規定と抵触しない範囲内において、株式合資会社に適用される。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第251条の規定)

(適用規定)

R. 226-1 条 (2015年6月3日デクレ第2015-606号第2条II)《R. 225-15条ないし(2019年11月27日デクレ第2019-1235号第1条)《R. 225-34条》(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第6条。2021年1月1日施行)《・R. 225-35条ないしR. 225-60条およびR. 22-10-14条ないしR. 22-10-19条》を除き、本編により制定された法規ならびに合資会社および株式会社に関する法規は、L. 226-1条ないしL. 226-14条 (2020年12月29日デクレ第2020-1742号第6条)《およびL. 22-10-74条ないしL. 22-10-78条》所定の特別規定と抵触しない範囲内において、株式合資会社に適用される。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第202条の規定)

(業務監査役会の選任)

L. 226-4 条 ① 通常総会は、定款所定の要件のもとに、3人以上の株主から構成される業務監査役会を選任する。

(2011年1月27日法律第2011-103号第4条I) ② 《業務監査役会は、女性と男性の均衡した数の代表者を追求して構成される。》

③ 無限責任社員は業務監査役会の構成員となることはできず、これに反する選任は無効とする。無限責任社員の資格を有する株主は、業務監査役会構成員

の選任に関与することができない。

④ 定款の規定のないときは、株式会社の取締役の選任（2019年11月27日オールドナンス第2019-1234号第1条）《・報酬》および任期に関する法規が適用される。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第253条の規定）

（業務監査役会構成員の各性別の割合）

L. 226-4-1 条 （2011年1月27日法律第2011-103号第4条Ⅱ。2017年1月1日施行）① （2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第4条により削除）《その株式が規制市場上での取引を認められている会社であって、かつ、》継続する3事業年度につき、常勤の賃金労働者を平均して（2014年8月4日法律第2014-873号第67条Ⅱ。2020年1月1日施行）《250人》<sup>(9)</sup>以上雇用しならびに総取引額の純額または貸借対照表の総額が5000万ユーロ以上を示している会社においては、その任命について決定した直近の総会の終結日に、各性別の業務監査役会構成員の割合は、40%を下回することはできない。これと同様の会社において、業務監査役会が8人以下の構成員により構成されるときは、各性別構成員の数の差は、2人を超えることはできない。

② 前項に違反して行われ、かつ業務監査役会の構成の不正規を補正する効果を有しない任命は、すべて無効である。（2019年5月22日第2019-486号第189条により削除）《当該無効は、不正規に任命された業務監査役会構成員が参加した決議の無効をもたらさない。》

（会計監査役の選任）

L. 226-6 条 （2019年5月22日法律第2019-486号第20条Ⅰ第17号）① 通常総会は、1人または2人以上の会計監査役を選任することができる。

② 会社の会計年度の結了時に、次の3つの基準のうち2つについてデクレにより定められた数値を超過している会社は、少なくとも1人の会計監査役を選任する義務を負う：当該会計年度における当該会社の貸借対照表の総額・当該

（9）旧規定は、50人であった。

会社の総取引額の税抜額または当該会社の賃金労働者の平均人数。

③ たとえ前項の数値に達しない場合でも、会計監査役1人の任命は、資本の10分の1以上を有する1人または2人以上の社員により裁判上請求されることができる。

(2019年7月19日法律第2019-744号第36条)《④ 会社資本の3分の1以上を有する1人または2人以上の社員が会社に対して会計監査役の選任につき正当な請求を行っている当該会社は、同様に、3会計年度の任期をもって、1人の会計監査役を選任する義務を負う。》

(業務執行者の報酬)

L. 226-8 条 (2019年11月27日オールドナンス第2019-1234号第1条)① (2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第4条により削除)《その株式が規制市場上での取引が認められていない会社において、》定款所定のもの以外の報酬は、すべて通常総会によってのみ業務執行者に付与されることができる。当該報酬は、反対の条項のない限り、全員一致でもたらされた無限責任社員の同意をもってのみ与えられることができる。

② 本号は、2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第4条により削除された。

L. 226-8-1 条および L. 226-8-2 条 本2ヶ条は、2021年1月1日以降2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第4条により廃止された。

(業務監査役会の職務)

L. 226-9 条 ① 業務監査役会は、会社の業務執行に対する常時的監査を担当する。この目的のため、業務監査役会は、会計監査役と同一の権限を有する。

② 業務監査役会は、年次通常総会に対して報告書を作成し、その報告書において、当該会計年度の年次計算書類および場合により連結計算書類において発見されたとくに不正規性および不正確性を指摘する。

③ (2019年5月22日法律第2019-486号第20条1第5号)《会計監査役が会社に存在する場合には、》業務監査役会は、会計監査役の措置に委ねられる文書



について、会計監査役と同時にその提出を受ける。

④ 業務監査役会は、株主総会を招集することができる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第257条の規定)

(業務監査役会の決議事項)

L. 226-9-1 条 (2011年1月27日法律第2011-103号第8条Ⅲ) 業務監査役会は、(2018年9月5日法律第2018-771号第104条)《労働法典 L. 2312-18条第1項および同法典 L. 1142-8条が適用される場合には、当該規定所定の女性と男性の間の職業上の平等に関する指標に基づいて、ならびに、同法典 L. 1143-1条が施行されている場合には、当該規定所定の女性と男性の間の職業上の平等に関する計画に基づいて、》職業上および賃金の平等に関する会社の政策について、毎年、決議を行う。(2018年9月5日法律第2018-771号第104条により削除)《同法典 L. 1143-1条の対象となる女性と男性の間の職業上の平等に関する計画を(2015年8月17日法律第2015-994号第18条 XV 第2号。2016年1月1日施行)《実行》すべき会社においては、業務監査役会は、これらの根拠(2015年8月17日法律第2015-994号第18条 XV 第2号。2016年1月1日施行)《ならびに L. 2323-8条第1号の2所定のデータの根拠について決議する》。》

(利益相反取引)

L. 226-10条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 《L. 225-38条ないし L. 225-43条 (2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第4条。2021年1月1日施行)《・L. 22-10-12条および L. 22-10-13条》の規定は、会社と業務執行者の1人、業務監査役会構成員の1人、議決権のうち(2003年8月1日法律第2003-706号第123条 I)《10%<sup>(10)</sup>》を超える部分を有する株主の1人、またはその株主が会社である場合には当該会社を L. 233-3条の意味で支配する会社との間において、直接または仲介人によりなされる契約に適用される。同様に、当該規定は、上記の者のうちの1人が間接的に利害関係者である契約にも適用される。》

(10) 旧規定は、5%であった。

② 上記の規定は、会社の業務執行者の1人または業務監査役会構成員の1人が、他の企業の所有者・無限責任社員・業務執行者・取締役・業務執行役員・業務執行役会の構成員または業務監査役会の構成員であるときは、会社と当該企業との間でなされる契約にも適用される。

③ L. 225-38条第1項所定の授権は、業務監査役会により付与される。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第258条の規定)

(適用規定)

R. 226-2条 ① R. 225-30条(2020年12月29日デクレ第2020-1742号第6条。2021年1月1日施行)《R. 225-31条およびR. 22-10-17条》の規定は、L. 226-10条所定の契約に適用される。

② R. 225-30条第1項所定の通知書は、業務監査役会長により付与される。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第203-1条)

(業務監査役会長による報告書の作成)

L. 226-10-1条 (2017年7月12日オルドナンス第2017-1162号第6条) ①

業務監査役会は、L. 225-100条所定の事業報告に付加される、必要に応じて株式会社合資会社に適応される(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第4条。2021年1月1日施行)《L. 225-37-4条》所定の情報を含む企業統治報告を作成する。

② 当該報告書は、業務監査役会により承認され、公表される。

(2020年9月16日オルドナンス第2020-1142号第4条。2021年1月1日施行) ③

《会計監査役が会社に存在する場合には、会計監査役は、事業報告において、L. 225-37-4条により必要な情報についてその存在を証明する。》

## 第7節 簡易株式発行会社

(総則)

L. 227-1条 ① 簡易株式発行会社は、その出資を限度としてのみ損失を負担する1人または2人以上の者により設立されることができる。

② 当該会社が唯一の者からのみ構成されるときは、その者は“一人社員”と称される。一人社員は、本節が合議による決定について規定するとき、社員全

員に帰属している権限を行使する。

③ 本節所定の特別規定と抵触しない範囲内において、(2019年7月19日法律第2019-744号第27条)《L. 224-2条・L. 225-14条第2項・》(2008年8月4日法律第2008-776号第59条I。2009年1月1日施行)《L. 225-17条ないし(2014年12月30日法律第2014-1662号第12条I第4号)《L. 225-102-2条・L. 225-103条ないし》L. 225-126条・L. 225-243条》(2019年5月22日法律第2019-486号第101条)《・L. 233-8条IおよびL. 236-6条第3項》を除き、株式会社に関する規定は、簡易株式発行会社に適用されることができる。当該規定の適用に関し、取締役会および取締役会長の権限は、簡易株式発行会社の社長または定款がこのために選任する1人もしくは2人以上の指揮者により行使される。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第262-1条の規定)

④ (2008年8月4日法律第2008-776号第59条I。2009年1月1日施行)《簡易株式発行会社は、民法典第1843-2条に定められたような労務出資の結果生ずる譲渡不可能な株式を発行することができる。定款は、当該株式の引受および割当の方法を決定する。(2019年7月19日法律第2019-744号第27条により削除)《定款は、当該株式の発行後、当該株式がL. 225-8条所定の要件のもとに評価の対象となる期間についても規定する。》

(2016年12月9日法律第2016-1691号第130条第2号)《⑤ L. 225-14条(2019年7月19日法律第2019-744号第27条)《第1項》にかかわらず、いかなる現物出資の評価もデクレによって定められた金額を超えず、かつ、出資検査役の評価に服していない現物出資全体の評価総額が資本の半分を超えないときは、出資検査役への依拠が強制されない旨を、将来の社員は、全員一致をもって決定することができる。》

《⑥ 会社が1人の者により構成されているときは、出資検査役は、その一人社員により選任される。ただし、本条第5項の要件が満たされているとき、または、L. 526-6条ないしL. 526-21条所定の制度のもとにおいて専門職活動に含まれている当該活動を会社の設立以前に個人名をもって行っていた自然人である一人社員が、直近の会計年度の貸借対照表に表示されている構成要素を出資しているときは、出資検査役への依拠は、強制されない。》

《⑦ 出資検査役が存在しなかったとき、または採用された評価が出資検査役

により提示された評価と異なっているときは、社員は、第三者に対し、会社設立の際に現物出資に与えられた評価額につき、5年間連帯して責任を負う。

《⑧ 自然人である一人社員が自ら社長を担当する簡易株式発行会社は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定された、簡略化された公示手続に従う。当該デクレは、民事及び商事公告官報への掲載を免除する条件を定めるものとする。》

(現物出資の評価額の上限)

D. 227-3 条 (2017年4月25日デクレ第2017-630号第5条) L. 227-1 条第5項の適用について、いかなる現物出資も超えてはならない評価額は、30,000ユーロに定められる。

(株式の規制市場上での取引)

L. 227-2 条 (2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7条Ⅷ。2009年4月1日施行) 簡易株式発行会社は、金融証券の公開買付手続を行うことはできず、または簡易株式発行会社の株式について規制市場上での取引の許可手続を行うことはできない。(2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条) 《簡易株式発行会社は、次に定められた買付を行うことができる：

《1号 2017年6月14日 (UE) 規則第2017/1129号第1条第4項 i 号において；

《2号 通貨および金融法典 L. 411-2 条において；

《3号 同法典 L. 411-2-1 条第2号および第3号において。》

(会社による買付)

L. 227-2-1 条 (2014年5月30日オルドナンス第2014-559号第14条。2014年10月1日施行) I. - (2019年10月21日オルドナンス第2019-1067号第2条) 《L. 227-1 条および L. 227-9 条にかかわらず、簡易株式発行会社が通貨および金融法典 L. 411-2 条第2号所定の、資本証券を対象とする買付を行うとき：》

(2019年5月22日法律第2019-486号第100条により削除) 《1号 L. 225-122 条ないし L. 225-125 条は適用されることができる；》

2号 L. 225-96 条ないし L. 225-8 条は適用されることができる；

3号 L. 225-105 条第3項は適用されることができる；

4号 社員の契約は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた期間内および手続において作成される。不正規に招集された総会は、すべて取り消すことができる。ただし、無効訴権は、全社員が出席または代理されるときは、受理されることができない。

II. 一買付を行う会社が他の会社において資本参加を行いかつ管理することを目的とするときは、上記 I の規定は当該会社が資本参加を行う会社にも適用される。

(適用規定)

R. 227-2 条 (2014年9月16日デクレ第2014-1053号第4条。2014年10月1日施行) R. 225-66条ないし R. 225-70条および R. 225-83条は、(2019年10月28日デクレ第2019-1097号第3条)《通貨および金融法典 L. 411-2 条第2号所定》の買付手続を行う簡易株式発行会社に適用することができる。

(社員の合議による決議)

L. 227-9 条 ① 定款は、当該定款が定める手続および要件のもとに、社員により合議でなされるべき決議事項を規定する。

② しかしながら、資本の増加・償還および減少・合併・分割・解散・(2001年5月15日法律2001-420号)《他の形態の会社への組織変更・》会計監査役の選任・年次計算書類ならびに利益に関して株式会社の非常総会および通常総会に付与されている権限は、定款所定の要件のもとに、社員により合議で行使される。

③ 1人のみの社員を有する会社においては、事業報告・年次計算書類、および場合により連結計算書類は社長により決定される。一人社員は、(2008年8月4日法律第2008-776号第59条 I。2009年1月1日施行)《会計監査役が会社に存在する場合には》、会計監査役の報告後、会計年度の結了から6ヶ月以内に計算書類を承認する。一人社員は、当該権限を委任することはできない。当該決定は登記簿に記載される。(2008年8月4日法律第2008-776号第59条 I。2009年1月1日施行)《自然人である一人社員が自ら社長を担当するときは、同一の期間内に、適法に署名された財産目録および年次計算書類の商事及び会社登記簿への付託は、一人社員が商事裁判所書記課により交付された受領証を前文所定の登記簿に付すべきことなく、計算書類の承認をもたらす。》

④ 本条の規定に違反してなされた決議は、すべての利害関係者の請求により無効とされる。

(以上、1966年7月24日法律第66-537号第262-10条の規定)

(登記簿の保管・議事録の作成)

R. 227-1-1 条 (2019年10月31日デクレ第2019-1118号第11条) 定款が L. 227-9 条所定の決議についての登録簿の保管およびその手続を明確にすることなく電磁的方法による議事録の作成を定めるときは、議事録は、少なくとも域内市場における電子取引についての電子識別及び信用業務に関する2014年7月23日欧州議会及び委員会第910/2014号 (UE) 規則第26条所定の先進電子署名に関する要請を遵守する電子署名の方法により署名される。議事録は、証拠に完全な保証を付する時刻認証の方法により電磁的方法で日時が記入される。

(会計監査役の選任)

L. 227-9-1 条 (2008年8月4日法律第2008-776号第59条 I) ① 社員は、L. 227-9 条所定の要件のもとに、1人または2人以上の会計監査役を任命することができる。

② 会社の会計年度の結了時に (2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第27号により削除) 《コンセイユ・デタの議を経た》デクレにより定められた次の数値のうち2つを超過している簡易株式発行会社は、少なくとも1人の会計監査役を選任する義務を負う：1 会計年度間の当該会社の貸借対照表の総額・当該会社の総取引額の税抜額または当該会社の賃金労働者の平均人数。

(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第18号により削除) 《③ L. 233-16 条 II および III の意味で 1 または 2 以上の会社を支配している、または同 II および III の意味で 1 または 2 以上の会社により支配されている簡易株式発行会社も、少なくとも 1 人の会計監査役を選任する義務を負う。》

③ たとえ (2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第18号) 《第 2 項<sup>(11)</sup> 所定の要件が満たされない場合でも、会計監査役の任命は、資本の10分の1以上を有する1人または2人以上の社員により裁判上請求されることができる。

(2019年7月19日法律第2019-744号第28条および第36条) 《④ 第 2 項所定の要

(11) 旧規定は、前2項であった。

件が満たされないとき、L. 225-146条第2項を適用するために1人の会計監査役が任命されることができる。

《⑤ 資本の3分の1以上を有する1人または2人以上の社員が会社に対して会計監査役の選任につき正当な請求を行っている当該会社においても、3会計年度の任期をもって、1人の会計監査役を選任する義務を負う。》

(会計監査役の選任)

D. 227-1条 (2009年2月25日デクレ第2009-234号第5条) (2019年5月24日デクレ第2019-514号第1条) 《① 会計監査役の選任に関するL. 227-9-1条所定の数値は、D. 221-5条所定の数値である。》

(2020年2月7日デクレ第2020-101号第7条) 《② 貸借対象表の総額および総取引額の税抜額は、D. 123-200条第5項および第6項に従って決定される。》

③ 会計監査役の任期満了前であっても、2会計年度間3つの基準のうち2つについて所定の数値を超えなかったときから、当該会社は、会計監査役を選任する義務を負わない。

④ L. 227-9-1条 (2019年5月24日デクレ第2019-514号第1条) 《第3項》所定の場合において、会計監査役は、(2019年12月20日デクレ第2019-1419号第2条) 《本案迅速手続に従って》決定を行う商事裁判所長の (2019年12月20日デクレ第2019-1419号第2条) 《判決》により選任される。

(利益相反取引)

L. 227-10条 (2001年5月15日法律第2001-420号) 《① 会計監査役 (2008年8月4日法律第2008-776号第59条I) 《、または会計監査役が選任されなかったときは会社の社長》は、会社と社長・指揮者の1人・議決権のうち (2003年8月1日法律第2003-706号第123条I) 《10%》<sup>(12)</sup> を超える部分を有する株主の1人、またはその株主が会社である場合には当該会社をL. 233-3条の意味で支配する会社との間において、直接または仲介人によりなされる契約に関する報告を、社員に提出する。》

② 社員は、当該報告にもとづいて決定を下す。

③ 承認されていない契約であっても、利害関係者ならびに場合によっては社長および他の指揮者が会社に対して損害を与える結果を負担するという条件で、その効力を生じる。

(12) 旧規定は、5%であった。

④ 第1項の規定にかかわらず、会社が1人のみの社員を有するときは、会社とその指揮者（2017年5月4日オールドナンス第2017-747号第4条）《・一人社員またはその株主が会社である場合には当該会社をL. 233-3条の意味で支配する会社》との間において、直接または仲介人によりなされた契約の決定については、登録簿への記載のみがなされる。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第262-11条の規定）

（定款変更）

L. 227-19条 ① L. 227-13条（2017年5月4日オールドナンス第2017-747号第5条第1号により削除）《・L. 227-14条》（2019年7月19日法律第2019-744号第29条により削除）・《L. 227-16条》およびL. 227-17条所定の定款条項は、社員の全員一致によってのみ採用されまたは変更されることができる。

（以上、1966年7月24日法律第66-537号第262-20条の規定）  
（2017年5月4日オールドナンス第2017-747号第5条第2号）《②（2019年7月19日法律第2019-744号第29条）《L. 227-14条およびL. 227-16条》所定の定款条項は、定款所定の手続および要件のもとに社員により合議でなされる決定によってのみ採用されまたは変更されることができる。》

## 第8節 株式発行会社により発行される有価証券

### 第1款 有価証券に関する共通規定

（株式発行会社による有価証券の発行）

L. 228-1条 ①（2004年7月24日オールドナンス第2004-604号第24条）《株式発行会社は、本編所定の条件の下にすべての有価証券を発行する。》

②（2009年1月8日オールドナンス第2009-15号第7条）《有価証券とは、通貨金融法典L. 211-1条の意味における金融証券であり、通貨及び金融法典は範疇別に同一の権利を付与する。》

③（2004年7月24日オールドナンス第2004-604号第24条）《株式発行会社により発行される有価証券は資本の全部または一部について法律または定款が記名式のみを課している会社の場合を除き、無記名証券または記名証券の形式をと



る。

④ 《すべての反対の合意にかかわらず、その所有する証券が無記名証券および記名証券を同時に含んだ発行部分を構成しているすべての所有者は、その証券を他の形式に転換する権利を有する。

⑤ 《しかしながら、記名証券の転換は、資本のすべてまたは一部について法律または定款が記名式を課している会社については、行うことができない。》

⑥ (2001年5月15日法律第2001-420号)《かかる有価証券は、その形式のいかんにかかわらず、(2009年1月8日オールドナンス第2009-15号第7条)《通貨及び金融法典L. 211-3条およびL. 211-4条》所定の条件にもとづき、その所有者の名で口座に登録されなければならない。

⑦ (2019年5月22日法律第2019-486号第198条)《しかしながら、当該会社の資本証券または社債券がフランスまたは欧州連合の他の加盟国もしくは欧州経済領域協定<sup>(13)</sup>の他の当事国において公認された1または2以上の規制市場上または多国間取引システム上での取引、あるいは金融商品市場に関し、かつ指令2002/92/UE号および指令2011/61/UE号を改正する2014年5月15日欧州議会および理事会指令2014/65/UE号第25条4aを適用して欧州委員会により規制市場に相当するとみなされている市場上での取引を認められており、かつ当該証券の所有者がフランス領土内に民法典102条の意味における住所を有していないときには、すべての仲介機関は、当該所有者を代理して登録されることができる。当該会社の資本証券または社債券が、上記の2014年5月15日欧州議会および理事会指令2014/65/UE号第25条4aを適用して欧州委員会により規制市場に相当するとみなされている1または2以上の市場上でのみ取引を認められているとき、この登録は、すべての所有者を代理してなされることができる。仲介機関の登録は、集団の口座の形式または所有者個々に対応した個人別の複数の口座の形式でなされることができる。》

⑧ 《登録仲介機関は、あるいは発行会社に対して、あるいは(2009年1月8日オールドナンス第2009-15号第7条)《証券口座を管理する通貨及び金融法典L. 211-3条所定の仲介機関》に対して、自己の口座を開設するときは、デクレ所

---

(13) accord sur l'Espace économique européen

定の条件にもとづき、他人の口座において証券を保有する仲介機関の資格を申告する義務を負う。》

⑨ (2009年1月8日オールドナンス第2009-15号第7条)《中央保管機関の売買が認められているか、または通貨及び金融法典 L. 330-1 条所定の規制および引渡し制度の下で払込みがなされる有価証券の譲渡の場合には、所有権の移転は、同法典 L. 211-17条所定の条件にもとづき行われる。》(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第24条)《その他の場合には、所有権の移転は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の条件にもとづき、買主の口座において(2017年12月8日オールドナンス第2017-1674号第1条)《または共有電子登録措置<sup>(14)</sup>において》なされる有価証券の登録により生ずる。》

(口座登録日)

R. 228-10条 L. 228-1 条第9項後段の適用について、買主の口座(2018年12月24日デクレ第2018-1226号第2条)《または共有電子登録措置における》登録は、当事者の合意により決定され、発行会社に通知された日に行われる。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第205条乙の規定)

(証券所有者の情報およびその管理)

L. 228-2 条 (2021年10月8日法律第2021-1308号第38条)(2019年5月22日法律第2019-486号第198条) I. -① 無記名証券の所有者の確認のために、定款は、発行会社または当該発行会社により選任された第三者が、いつでも、その職務に対する報酬と引き換えに、ただちにまたは一定期間後に、発行会社の株主総会における議決権を付与しているその株式および証券の所有者に関する情報が当該会社に伝達されることを請求する権利を有することを定めることができる。

② 本条 I 第1項所定の情報に関する請求は、当該情報を収集し、かつ当該会社にこれを伝達するため、当該発行会社により選任された第三者によりなされることことができる。

③ この請求は、以下の仲介機関に宛ててなされることことができる：

1号 中央保管機関；

(14) dispositif d'enregistrement électronique partagé

2号 通貨及び金融法典 L. 542-1 条第 2 号ないし第 7 号所定の仲介機関；

3号 本法典 L. 228-1 条所定の要件下にある登録仲介機関；

4号 株式の管理または保存サービス、あるいは証券所有者もしくは他の仲介機関名義の証券口座の保管サービスを提供する、フランス国外所在のその他のすべての者。

④ 欧州連合の一加盟国において設置されまたは運営している規制市場上での取引をその株式が認められている会社においては、本条 I 前二項所定の権限は法律上当然のものであり、これに反する定款規定は、すべて記載されていないものとみなされる。

II. - ① 本条 I 第 1 項所定の情報に関する請求を受ける同条 I 第 1 号ないし第 4 号所定のすべての仲介機関は、証券所有者および当該仲介機関の帳簿における登録仲介機関に関しては、当該請求に際してその目的のために選任された者に対して、請求された情報を伝達する。加えて、当該請求の際に、発行会社または当該発行会社により選任された第三者の明示の異議がある場合を除き、上記のすべての仲介機関は、かかる情報の請求について、当該仲介機関の帳簿における登録仲介機関に伝達する。

② 上記第 1 号ないし第 4 号所定のすべての仲介機関は、発行会社または当該発行会社により選任された第三者の請求に基づき、この者に対してただちにまたは一定期間後に、当該発行会社の株主総会において議決権を付与するその株式および証券を保有する当該仲介機関の帳簿における登録仲介機関の連絡先を伝達する。

III. - ① 上記の情報についての請求の伝達および当該請求に対する回答の報知の期間ならびに I および II 所定の情報のリストは、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

② 当該期間が遵守されないとき、または提供された情報が不完全もしくは誤っているときは、発行会社もしくは当該発行会社に選任された第三者は、レフェレの形式をもって決定する裁判所に対し、アストラントの下で、情報報知義務の履行を請求することができる。

IV. - 発行契約に反対の条項がない場合、かつ定款に何らの規定がない場合には、公法上の法人を除き、流通可能な社債または債権証券を発行する法人はす

べて、ⅠないしⅢ所定の条件に基づきかつその方法に従い、かかる証券の所持人の本人同一性確認を請求する権限を有する。

V. 一本条所定のサービスに対して適用される費用は、一律とされ、かつ当該サービス提供のために必要な経費に対応するものとする。サービスの国際的<sup>(15)</sup>性格から生ずる費用の違いはすべて、その違いが説明の対象とされ、かつ当該サービスを提供するために費やされた経費の違いに対応している場合に限り、承認される。当該費用は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の条件の下で、本条所定の各サービスについて個別に、公表される。

VI. 一本条を適用して取得された情報は、無償であっても、譲渡されることができない。本条の規定に対するあらゆる違反は、刑法典226-13条所定の刑により罰せられる。

(問い合わせの対象とされる証券所有者の情報)

R. 228-3 条 (2022年6月14日デクレ第2022-888号第1条) (2019年11月27日デクレ第2019-1235号第3条) Ⅰ-① L. 228-2 条ⅠおよびⅡならびに L. 228-3 条所定の情報は、証券の各所有者について、以下のとおりである：

1号 2018年9月3日委員会執行規則第(UE)2018/1212号附則第2表C第1項目(a)ないし第11項目記載の情報；

2号 発行会社またはその受任者からの明示的な請求がある場合には、同表C第12項目記載の情報または各株主により保有されている株式の分類もしくは種類；

3号 必要があれば、発行会社またはその受任者からの明示的な請求がある場合には、同表C第13項目および第14項目記載の情報；

4号 発行会社の明示的な請求がある場合で、かつ質問を受けた者の有する情報の処分権を留保して：

a) 国籍；

b) 場合に依じて、生年または設立年；

c) 当該証券の所有者に直接的に付されているもの以外に当該証券に課せられる制限がある場合には、その制限；

d) フランス活動分類 (NAF) に依拠した<sup>(17)</sup>、実行されている主な活動を示す符号、または欧州共同体経済活動統計分類第2版を制定する2006年12月20日規則第(CE)<sup>(18)</sup>

(15) transfrontalier

(16) règlement d'exécution

(17) nomenclature d'activités française

(18) NACE Rev. 2

1893/2006号の意味における欧州でのそれと同等のもの；

- e) 証券所有者の、通貨及び金融法典 L. 533-16条の意味における専門性の有無；
- f) 証券が<sup>(19)</sup>集団投資機関の持分または株式であるときは、所有者に対して自己の証券の譲渡を実行した譲渡人の社名および登録番号。

(請求の伝達および回答の期間)

R. 228-4 条 (2022年6月14日デクレ第2022-888号第2条) L. 228-2 条および L. 228-3 条所定の伝達期間は、2018年9月3日委員会執行規則第 (UE) 2018/1212 号第9条第6項に明記されている。

(証券所有者識別サービスに関連する費用の公開)

R. 228-5 条 (2019年11月27日デクレ第2019-1235号第3条) L. 228-2 条ないし L. 228-3-1 条所定の証券の所有者に関する本人同一性確認につき1または2以上のサービスを提供する者は、インターネット・サイト上で、各種のサービスに関連する費用を公開する。

(記名金融証券のリストの整理)

R. 228-7 条 会社は、名義人各々により表明された住所に応じて、(2018年12月24日デクレ第2018-1226号第2条)《記名金融証券の》名義人のリストを整理保存する。

(記名証券の登録簿の作成)

R. 228-8 条 ① 会社により発行された記名証券の登録簿は、当該会社または当該会社がこれを履行する権限を与えた者により作成される。

② (2018年12月24日デクレ第2018-1226号第2条)《この登録簿は、紙媒体または他のすべての永続的な媒体、とりわけ共有電子登録措置において、時系列の方法で保存されることができる。》

③ 加えて、登録簿は、証券の名義人の氏名および宛先ならびに各名義人の証券の種類、場合により証券番号の表示をアルファベット順で含むカードを保存されることができる。当該カードの記載事項は、登録簿に含まれる記載事項に反して表示することができない。

(以上、1967年3月23日デクレ第67-236号第204条の規定)

(売却手続き)

R. 228-12 条 ① (2015年5月18日デクレ第2015-545号第14条、2015年6月1日施行) 各人に割り当てられることができずかつ端株を形成する権利に対応す

---

(19) organismes de placements collectifs (OPC)

る資本証券のL.228-1-6条所定の売却ならびにこの売却から生ずる金額の権利名義人に対する分配は、割り当てられる資本証券の総数の登録期日のうち最も遅い日から起算して30日以内に、権利名義人の口座に対して、行われる。

② 証券が規制市場上での取引を認められているとき、前項の売却は、証券の発行者によりまたは通貨金融法典L.542-1条2号ないし7号所定の仲介機関により、当該証券の取引が認められている規制市場上で実行される。

③ 証券がもっぱら多国間取引システムでの取引が認められているとき、この売却は、証券の発行者または通貨金融法典L.542-1条2号ないし7号所定の仲介機関により、当該証券の取引が認められている多国間取引システム上で実行される。

④ 証券が規制市場上でも多国間取引システムでも取引が認められていないときは、これらの証券の売却は、発行会社により実行されるか、または通貨金融法典L.211-21条の規定に従って、(2017年8月9日デクレ第2017-1253号第11条第1号、2018年1月3日施行)<sup>(20)</sup>《ポートフォリオ管理会社を除く》投資サービス業従事者または公証人による公の競売でなされることが出来る。

⑤ 売却から生ずる金額は、各権利名義人の端株を形成する権利に対して按分比例をもって分配される。

(登録仲介機関の義務)

L.228-3条 (2019年5月22日法律第2019-486号第198条) ① ただちにまたは一定期間後に資本に算入する社債または証券から成る記名式証券の場合には、登録仲介機関は、L.228-1条所定の条件に基づき、発行会社またはその受任者がいつでも提出されることが出来る請求にもとづいて、これらの証券の所有者に関する情報を報知する義務を負う。

② 報知期間および情報のリストは、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。

[参照条文] R.228-3条以下 (前述L.228-2条の参照条文)

③ 当該期間が遵守されないとき、または提供された情報が不完全もしくは誤っているとき、発行会社またはその受任者は、レフェレの形式をもって決定する裁判所長に対し、アストラントの下で、情報伝達義務の履行を請求することができる。

(20) société de gestion de portefeuille

④ 記名証券に付与されている特別な権利、とりわけ L. 225-123条および L. 232-14条所定の特別な権利は、登録仲介機関が提供する情報がかかる権利の行使のために必要な条件の検査を可能とする場合にのみ、L. 228-1 条所定の条件に基づき、登録仲介機関により行使されることができる。

(証券発行会社の権利)

L. 228-3-1 条 (2021年10月8日法律第221-1308号第38条) (2001年5月15日法律第2001-420号) (2019年5月22日法律第2019-486号第198条) I. - 発行会社または当該会社により選任された第三者が、当該会社または第三者にその本人同一性が報知されていた特定の保有者が第三者の口座で証券所有者となっていると評価する限り、当該会社または第三者は、あるいは無記名証券については L. 228-2 条所定の条件に基づき、あるいは記名証券については L. 228-3 条第1項所定の条件に基づき、これらの証券の所有者に関する情報を当該保有者に対して報知することを請求する権利を、当然に有する。

II. - これらの手続の後に、L. 233-7 条、L. 233-12条および L. 233-13条により課される重要な参加資本に関する表明義務を妨げることなく、発行会社は、当該会社の株式の所有者であり、かつ当該会社の資本または議決権の40分の1を超える参加資本を有するすべての法人に対して、当該法人の会社資本の3分の1以上を、または当該会社の通常総会で行使される議決権の3分の1以上を、直接または間接に保有する者の本人同一性を知らせることを請求することができる。

(情報伝達義務の不履行)

L. 228-3-3 条 ① (2001年5月15日法律第2001-420号) (2019年5月22日法律第2019-486号第198条) 《L. 228-2 条ないし L. 228-3-1 条に従ってなされた情報の報知請求の対象者が、同じく L. 228-2 条ないし L. 228-3-1 条を適用して定められた期間内にこれらの情報を伝達しなかったとき、または不完全あるいは誤った情報を伝達したとき、ただちにもしくは一定期間後に資本に対する権利を付与しており、かつ当該対象者が口座に登録されていた株式、社債または証券は、本人同一性確認が正規化される日までに開催されるすべての株主



総会または債権者集会における議決権をはく奪され、対応する配当の支払は当該正規化の日まで延期される。》

② (2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第21条第2号)《登録者がL. 228-1条ないしL. 228-3-1条の規定を故意に無視した場合には、会社の住所地を管轄する裁判所は、場合により、株式発行会社または資本の5%以上を保有する1人もしくは2人以上の株主の請求により、あるいは、社債発行会社または1つの社債集団に付着する議決権の5%以上を保有する一人もしくは複数の社債権者の請求により、5年を超えないその全期間について、請求の対象とされた株式に付着する議決権または場合により社債権者集会における議決権につきそのすべてまたは部分的なはく奪を宣言し、必要に応じてそれと同一の期間は、対応する配当のすべてまたは部分的なはく奪を宣言することができる。》

(守秘義務)

L. 228-3-4条 (2019年5月22日法律第2019-486号第198条) L. 228-2条ないしL. 228-3-1条所定の者のうちの一つにより雇用されている者または何らかの資格でその指揮または業務執行に関与しその専門的活動の領域内でL. 228-1条ないしL. 228-3-2条所定の情報を知った者はすべて、刑法典226-13条および226-14条所定の要件および刑罰の下に、職業上の秘密の義務を負う。職業上の秘密は、司法当局にも金融市場庁にも主張されることができない。

(情報交付義務に反する契約条項)

L. 228-3-5条 (2019年5月22日法律第2019-486号第198条) L. 228-2条ないしL. 228-3-1条を適用してなされる情報の報知を制限することを目的とする、または制限する結果をもたらすあらゆる契約条項は、すべて記載されていないものとみなされる。

(情報の管理)

L. 228-3-6条 (2019年5月22日法律第2019-486号第198条) I. -L. 228-2条ないしL. 228-3-1条所定の者により、同L. 228-2条ないしL. 228-3-1条所定の方法に従って収集された個人情報、通常総会への当該所有者の参加、会



社の活動に利害関係のあるあらゆる情報への当該所有者のアクセスおよび一般的な方法による当該所有者による権利行使を容易にするため、当該所有者の本人同一性確認および当該所有者との意思疎通を目的として、発行会社により実施される機械的な処置<sup>(21)</sup>の対象とされる。

II. - ① L. 228-2 条ないし L. 228-3-1 条所定の者により同 L. 228-2 条ないし L. 228-3-1 条所定の方法に従って収集された個人情報および本条 I を適用して発行会社により収集された個人情報は、個人情報が記録された者がすでに証券の所有者ではなくなっていたという事実を取扱責任者が認識した後12ヶ月間のみ保存されることができる。

② 同一の期間内において、証券所有者が法人であるとき、当該法人は、L. 228-2 条ないし L. 228-3-1 条所定の方法に従って収録された情報を取り扱うすべての者に対して、いつでも、自己に関する不正確な情報を訂正させ、かつ補足的な申告を提供することを含めて、不完全な情報を補完される権利を有する。

(国外の仲介機関に対する適用)

L. 228-3-7 条 (2021年10月8日法律第2021-1308号第38条) L. 228-2 条ないし L. 228-3-1 条および L. 228-3-4 条ないし L. 228-3-6 条は、フランス以外の欧州連合の一加盟国においてその会社住所を有しかつその株式が欧州連合の一加盟国において設置されまたは運営されている規制市場上での取引を認められている会社の株式の所有者に関する情報の請求を受ける L. 228-2 条第1号ないし第3号所定の仲介機関に対して、当該請求が上場会社の株主の特定の権利の行使に関する2007年7月11日欧州議会および理事会指令2007/36/CE 第3条乙に従うという留保の下に、適用される。

## 第2款 株式

(優先株式の創設)

L. 228-11 条 ① (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第31条) 会

(21) traitement automatisé

社設立のときまたはその存続中において、一時的にまたは永続的にあらゆる種類の特別の権利を組み合わせ、議決権付または無議決権の優先株式が設けられることができる。当該権利は、定款により、(2019年5月22日法律第2019-486号第100条)《また、その株式が規制市場上または多国間取引システム上での取引を認められている会社については、》L. 225-122条ないしL. 225-125条の規定を遵守して、定められる。

② 議決権は、一定の期間または特定可能の期間をもって、設定されることができる。議決権は、一定の期間または特定可能の期間中停止され、または廃止されることができる。

③ 無議決権優先株式は、会社資本の過半を占めることができず、株式が規制市場上での取引を認められている会社においては会社資本の4分の1を超えて占めることができない。

④ この制限を超える割合に達する結果をもたらすすべての発行は、取り消されることができる。

⑤ (2008年8月4日法律第2008-776号第57条V, 2009年1月1日施行)《L. 225-132条およびL. 228-91条にかかわらず、(2008年11月6日オールドナンス第2008-1145号により削除, 2009年1月1日施行)《発行時において、》配当・準備金または清算の場合における残余財産の分配に関する制限された参加権が付着した(2019年5月22日法律第2019-486号第100条により削除)《無議決権》優先株式には、定款に反対の条項がない限り、あらゆる金銭による資本増加に対する引受優先権が禁じられる。》

(優先株式の発行等)

L. 228-12条 ① (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第31条)(2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第22条第1号)《I. -》① 非常株主総会のみが、会計監査役の特別報告書を考慮して、優先株式の発行(2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第22条第2号により削除)《、買戻し》および転換を決定する権限を有する。非常株主総会は、L. 225-129条ないしL. 225-129-6条所定の条件に基づいて、この権限を授権することができる。

② 優先株式の(2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第22条第3号によ

り削除)《買戻しまたは》転換の方法もまた、定款において定められることができる。

③ 当該事業年度中いつでも、および遅くとも当該事業年度終結後最初の招集の際に、取締役会または必要があれば業務執行役会は、過年度中になされた優先株式の転換により発行された株式の数および名義額を明らかにし、会社の資本金額および会社資本を構成する証券の数に関する定款条項に必要な変更を行う。

④ 業務執行役会長または執行役員は、業務執行役会または取締役会の授権にもとづき、当該年度中いつでもおよび遅くともコンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた期間内にこれらの行為の操作を行うことができる。

(2014年7月31日オルドナンス第2014-863号第22条第4号)《Ⅱ. 一優先株式は、L. 225-204条ないしL. 225-214条所定の条件および方法に従って、買戻されることができる。

《Ⅲ. 一優先株式の範疇を創設する定款が、引受けに先立ち、買戻しの原則を定めており、かつ買戻しの方法を整えていたときは、L. 225-210条ないしL. 225-212条所定の条件に加えて、もっぱら次に定める条件が満たされなければならない：

《1号 当該取得は、L. 232-11条の意味における分配可能な金額の使用または当該買戻しのために行われた新資本証券の発行による入金によってのみ実行されることができる；

《2号 L. 225-210条第3項所定の準備金の価額は、もっぱら買戻された優先株式の名義額に準拠して計算される。この準備金は、引受け済み資本の減少の場合を除き、株主に分配されることができない。この準備金は、準備金の組み入れにより資本を増額するためにのみ利用されることができる；

《3号 定款が買戻しにより生じたプレミアムの支払を株主のために定めているとき、このプレミアムはL. 232-11条の意味での分配可能な金額または前項所定のものとは別にこの目的のために定められている準備金からのみ充当されることができる。この準備金は、引受け済み資本の減少の場合を除き、株主に分配されることができない。この準備金は、優先株式の発行費用を補てんするために、または買戻し可能の優先株式の保有者のためにプレミアムの支払を

行うために、準備金の資本組入により引受け済み資本を増額する目的にのみ利用されることができる；

(2019年5月22日法律第2019-486号第100条)《4号 その株式が規制市場上での取引を認められている会社においては、買戻しは、もっぱら会社の発議によるか、または会社と優先株式保有者共同の発議によるものとする。その株式が規制市場上での取引を認められていない会社においては、定款は、買戻しが、引受けに先立ち、会社が明示する条件および期間に従ってもっぱら会社の発議によるものか、会社と保有者共同の発議によるものか、またはもっぱら保有者の発議によるものかを決定する；》

《5号 いかなる場合においても、この操作は同一の状況にある株主の平等を侵害することができない。》

(特定の株主のための優先株式の創設)

L. 228-15条 ① (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第31条) 優先株式の創設は、かかる株式が(2019年5月22日法律第2019-486号第100条)《名前を挙げて選定された1人または2人以上の者》のために発行される時、特別利益に関するL. 225-8条、(2019年5月22日法律第2019-486号第100条)《L. 225-10条、》L. 225-14条、L. 225-147条(2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第5条、2021年1月1日施行)《、L. 22-10-53条およびL. 22-10-54条》を適用する根拠となる。この場合には、上記の条文所定の出資検査役は、過去(2019年7月19日法律第2019-744号第30条)《3》年間活動しておらずかつ当該会社において任務を実行していない会計監査役とする。

② 創設される新規範疇である優先株式へ転換されるべき株式の名義人は、すべての株式が優先株式への転換の対象となっているのでない限り、当該範疇の創設に関する議決に参加することができず、かつその名義人の保有する株式は、定足数および多数決の計算に算入されないものとし、これに反する決議は無効である。

③ (2008年8月4日法律第2008-776号第57条VI、2009年1月1日施行)《第1項にかかわらず、その発行がすでに設けられている範疇に属する優先株式を対象とするときは、当該株式から生ずる特別受益の評価は、L. 228-12条所定

の特別報告においてなされる。》

フランス会社法・補遺(四)

(特別の権利に関する会計監査役の特別報告)

L. 228-19条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第31条) 特種株主総会において設定された優先株式の所持人は、(2019年5月22日法律第2019-486号第20条 I 第19号)《会計監査役が会社に存在する場合には、》会社の当該監査役の一人に対して、優先株式に付着する特別の権利の会社による遵守について特別報告書を作成させる権限を有する。この報告書は、特種株主総会の際に所持人に配布される。

(株式の質入)

L. 228-26条 (2021年9月15日オルドナンス第2021-1192号第28条) 会社が L. 228-24条第1項所定の要件に基づき株式質入の計画に同意を与えたときは、会社がその資本を減少するために譲渡後遅滞なく株式を買い戻すことを選択しない限り、当該同意は、質入れされた株式の強制換価の場合における譲受人の承認を含む。

(仲介機関への情報提供)

L. 228-29-7-1条 (2021年10月8日法律第2021-1308号第38条) その株式が欧州連合の一加盟国において設置されまたは運営されている規制市場上での取引を認められている会社は、株主またはその受任者が株式から生ずる権利を行使することを可能とするのに必要な情報が株主または株主により選定された第三者に直接与えられなかった場合に限り、これらの情報を、L. 228-2条第1号ないし第4号所定の仲介機関に対して伝達する。

(仲介機関の情報伝達義務)

L. 228-29-7-2条 (2021年10月8日法律第2021-1308号第38条) I. -L. 228-2条第1号ないし第4号所定の仲介機関が、欧州連合の一加盟国にその会社住所を有し、かつその株式が欧州連合の一加盟国において設置されまたは運営されている規制市場上での取引を認められている会社の株式に関して、株主または

104(314) 法と政治 73巻2号 (2022年8月)

他の仲介機関に対してサービスを提供するときは、本条が、L. 228-2 条第 1 号ないし第 4 号所定の仲介機関に対して適用される。

II. - 本条 I 所定の仲介機関は、株主またはその受任者が株式から生ずる権利を行使することを可能とするために、発行会社により当該仲介機関にもたらされた情報を、株主またはその受任者に対して、伝達する。当該仲介機関はまた、フランス国内にその会社住所を有する同 I 所定の会社については、L. 22-10-43-1 条所定の議決権行使の受付および集計の確認をも、株主またはその受任者に対して、伝達する。

III. - 上記の仲介機関は、当該仲介機関が株主またはその受任者から受け取る指示に従って、株式から生ずる権利の行使に関して当該株主またはその受任者が提供する情報を会社に伝達する。当該仲介機関はまた、フランス国内にその会社住所を有する本条 I 所定の会社については、L. 22-10-43-1 条所定の議決権行使の集計確認の請求についても、当該会社に対して、伝達する。

IV. - コンセユ・データの議を経たデクレは、本条 II および III 所定の情報の内容ならびに同 II および III 所定の要素の伝達期間および態様を明示する。

(仲介機関の任務)

L. 228-29-7-3 条 (2021年10月8日法律第2021-1308号第38条) L. 228-29-7-2 条所定の仲介機関は、コンセユ・データの議を経たデクレ所定の条件のもとに、株主によるその権利、とりわけ通常総会に参加し、同総会において議決権を行使する権利の行使を補助する。

(仲介機関の任務にかかる費用)

L. 228-29-7-4 条 (2021年10月8日法律第2021-1308号第38条) L. 228-29-7-1 条ないし L. 228-29-7-3 条所定のサービスに対して仲介機関により適用されうる費用は、一律とされ、かつ当該サービス提供のために費やされた経費に対応するものとする。サービスの国際的性格から生ずる費用の違いはすべて、その違いが説明の対象とされ、かつ当該サービスを提供するために費やされた経費の違いに対応している場合に限り、承認される。当該費用は、コンセユ・データの議を経たデクレ所定の条件の下で、本条所定の各サービスについて個別

的に、公表される。

第3款 消滅途上にある証券類型に適用される規定  
(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第35条I)

第4項 無議決権優先配当株式  
(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第38条I)

(資本減少における無議決権優先配当株式の取扱い)

L. 228-35-9条 ① 無議決権優先配当株式を発行した会社は、その資本を減少することが禁止される。

② (2012年3月22日法律第2012-387号第17条Ⅲ第2号)《無議決権優先配当株式全部の買戻しまたは失効前に行われた償還は、取り消されることができる。》

③ 損失を理由としない資本減少の場合、無議決権優先配当株式は、普通株式より先に、(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第38条Ⅱ)《L. 228-35-10》条第3項および第4項所定の要件に基づき買い付けられ、かつ失効される。(2012年3月22日法律第2012-387号第17条Ⅲ第2号)《本項を遵守しない普通株式の買付は、取り消されることができる。》

④ しかしながら、上記の各規定は(2020年9月16日オールドナンス第2020-1142号第5条、2021年1月1日施行)《L. 22-10-62条》の枠組みにおいて実行される資本減少には適用されない。この場合には、L. 225-99条の規定は、株式が規制市場上で取得された場合に限り、適用される。

⑤ 無議決権優先配当株式は、その名義額に比例して、会社の存続中に分配される準備金について、他の株式と同一の権利を有する。